

2023年11月1日

優生保護法下における強制不妊手術について考える議員連盟

会長 尾辻 秀久様

会長代行 田村 憲久様

加藤 勝信様

国會議員 各位

## 要請書

優生保護法被害全国原告団

優生保護法被害全国弁護団

優生保護法問題の全面解決をめざす全国連絡会

### 1 要請の趣旨

国会として、優生保護法問題の早期かつ全面的な解決に向けた具体的な取り組みを、早急に実施いただきたい。

具体的には、

- (1) 「旧優生保護法に基づく優生手術を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」(一時金支給法) の請求期限を延長すること
  - (2) 上記(1)にとどまらず、衆参両院で謝罪決議を行なった上で、すべての被害者に対して被害を償うに足りる補償を行ない、優生保護法問題を全面的に解決するための新たな法律の制定を速やかに検討すること
  - (3) 本年10月25日の仙台高裁判決を受け、早期の司法解決・政治解決をはかるべく、内閣総理大臣が優生保護法問題の被害当事者と面談し、謝罪する場を設けることに尽力頂くこと
  - (4) 本年6月に衆参両議長宛に提出・公表された「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金支給等に関する法律第21条に基づく調査報告書」を受け、優生保護法が母体保護法に変わり、現在に至ってもなお被害が続いている現実もふまえ「二度と同じ過ちを繰り返すことのないよう、共生社会の実現に資する観点」から、より広範かつ詳細な調査を行なうこと。あわせて、被害当事者を含む第三者による検証を行なうこと。
- を要請します。

## 2 要請の理由

優生保護法被害の責任を問う全国各地の訴訟は、これまで同法の違憲性、被害の重大性等を指摘する判決が相次いでいます。

本年 10 月 25 日の仙台高裁判決は、「国が民法 724 条後段の規定により被害者らの損害賠償請求権が消滅したと主張することは、権利の濫用として許されない」と断じ、また、被害者らの苦痛は、優生手術を受けたことによるものだけでなく「不良な子孫の出生をもたらす存在という不当な差別の下に生きて来なければならなかつた精神的苦痛」でもあると認定しています。このような苦痛をもたらしたのは、国による立法行為であり、政策の推進によるものです。

全国の提訴被害者は主に 70 代から 90 代と超高齢で、既に 38 名のうち 5 名の原告が亡くなり、存命の原告も次々と心身の状態を悪化させています。

91 歳の原告小林竇二さん（兵庫）は、昨年、妻喜美子さんに先立たれ、自らも入退院を繰り返す状況で「命あるうちに、一日も早く解決を」と訴えておられます。その他、提訴被害者の声は、別紙をぜひご参照下さい。

被害者勝訴の高裁判決は本判決で 5 件目となります。国を免責した高裁判決も存在し、なお地・高裁で審理中の裁判も多く、このままでは最高裁の審理が長期化することはほぼ確実な情勢です。

今こそ、国会として、本判決を重く受け止め、旧優生保護法に基づく重大な人権侵害の実態、被害回復の必要性と真摯に向き合い、高齢の被害者のために全面解決を図るべき時ではないでしょうか。

本年 6 月に提出・公表された一時金支給法第 21 条に基づく調査報告書は、優生保護法の立法過程の歴史を遡り、強制不妊手術が推進・実施された経緯や被害の実態等につき詳細な事実がまとめられたもので、国会が自らかかる調査を実施されたことの意義はとても大きいものです。

しかし、提出から既に 4 か月が経過した現在においても、国会においてはいまだ、これを受けた具体的な取り組みがなされていません。

調査報告書でもあらためて明らかとされた、国会の重大な責任と被害の甚大性、そして上記の早期解決の必要性にも鑑みて、ぜひとも今こそ、被害者の声に、立法府の見識と良心をもってお応え頂きたく、本申し入れを行なう次第です。

以上